

○一覧表（損害の程度と減免の割合）

ア 土地

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

イ 家屋

損害の程度	減免の割合
自然災害による全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき、又は火災で全焼したとき	全部
自然災害により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の8
自然災害により屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の6
自然災害により下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2未満の価値を減じたとき	10分の4

ウ 償却資産

損害の程度	減免の割合
自然災害による全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき、又は火災で原形をとどめないとき若しくは復旧不能のとき	全部
自然災害により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の4以上10分の5未満の価値を減じたとき	10分の8
自然災害により使用目的を著しく損じた場合で、当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の6
自然災害により使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の2未満の価値を減じたとき	10分の4